

戸田市上下水道事業経営審議会について

1. 審議会設置の目的(条例第1条)

戸田市上下水道事業経営審議会は、戸田市上下水道事業経営審議会条例に基づき、上下水道事業の合理的な経営を図るため設置。

2. 審議会審議事項(条例第2条)

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) その他上下水道事業の経営に係る重要事項に関すること。

3. 審議会年間スケジュール(令和6年度)

会議	開催時期	案件
第3回	8月29日	(1)水道ビジョン及び下水道ビジョン評価について (2)上下水道事業包括委託モニタリング結果について (3)令和6年度戸田市上下水道事業予算について (4)水道料金等の改定について
第4回	未定	(1)令和5年度戸田市上下水道事業決算について (2)戸田市上下水道ビジョン等の策定について (3)戸田市上下水道事業第3次包括委託について

4. 水安全部の業務(各課の主な業務)

課名	主な業務
総務課	総務担当: 上下水道事業に係る入札・広報・職員に関する事務、新曽南庁舎維持管理 財務担当: 上下水道事業の決算業務、資金計画、収入・支出の審査・記録、資産の管理、金銭の出納保管、事業計画及び実施計画の調整、予算事務、雨水貯留施設等設置費補助金制度 料金担当: 上下水道料金事務管理、給水の休止・再開及び停止、漏水軽減、上下水道料金の調定、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、水洗便所改造資金融資・補助制度
水道施設課	施設給水担当: 水道施設の工事計画及び実施、導配給水管の維持管理、給水申込み及び受付処理、水道メーターの交換及び検査 浄水場担当: 浄水場(西部浄水場、東部浄水場、中部浄水場)の運転管理、水質管理及び配水
下水道施設課	事業担当: 下水道事業の計画、下水道工事 維持担当: 下水道施設の維持管理(新曽ポンプ場、下戸田ポンプ場)
河川課	管理担当: 河川・水路の維持管理、水防活動、水辺空間の活用事業 整備担当: 河川・水路の計画、整備